「第４期南砺市地域福祉計画」第４回策定委員会

日時：令和８年 10 月 21 日（水）午後２時～
場所：南砺市地域包括ケアセンター　多目的研修室

《次第》

１　開　会

２　委員長あいさつ

３　議　事

・「第４期南砺市地域福祉計画」素案（第４部から第６部）について

４　今後のスケジュール

５　閉　会

《本日の資料一覧》

・レジュメ

・計画に関する指標・数値目標抜粋（第６部４：P162～P166）

・【事前配布資料１】 前回の会議録・要点整理（第 1～3 回委員会　振返り）

・【事前配布資料２】 第４期南砺市地域福祉計画 素案（第４部～第６部）

第４期南砺市地域福祉計画　策定スケジュール

	計画策定委員会	事務局（福祉課）
R8 年 4 月 7 月		↑地域福祉関連データの収集 （児童福祉・高齢者福祉・障害福祉・保健、住宅等） 現計画の検証 ↓施策分野別進捗状況
8 月 20 日	＜第 3 回＞ 計画案の協議 骨子（案）の協議 素案（１～３部）の協議等	現状把握及び課題の抽出 各種統計・推計値整理 骨子（案） 素案（１～３部）策定
10 月 21 日	＜第 4 回＞ 計画案の協議 素案（４～６部）の協議等	素案（４～６部）策定
12 月 17 日	＜第 5 回＞ 計画最終案の協議 計画書案の最終協議等	計画編集・修正
R9 年 3 月		計画策定

【資料１】前回の会議/要点整理

1. 開催概要

区分	第 1 回 策定委員会	第 2 回 策定委員会	第 3 回 策定委員会
日時	令和 7 年 10 月 21 日（火） 14:00～15:00	令和 8 年 3 月 19 日（木） 14:00～15:00	令和 8 年 8 月 20 日（木） 14:00～15:25
場所	南砺市地域包括ケアセンター 2 階 多目的研修室	南砺市地域包括ケアセンター 2 階 多目的研修室	南砺市地域包括ケアセンター 2 階 多目的会議室
議題	（１）「第４期南砺市地域福祉計画について （２）「アンケート調査（案）について」	（1）アンケート結果について （2）テーマディスカッション	（1）第 3 期計画の評価について （２）第 4 期計画骨子（案）について （3）第 4 期計画素案 （第 1～3 部）について

2. 会議における委員の主な意見

(1) 高齢者福祉・介護基盤および「制度のはざま」支援（ひきこもり・親亡き後・ヤングケアラー等）

- **介護基盤と人材不足：**少子高齢化が進み、特養等の介護施設やケアマネジャーの人手不足が深刻化している。サービスの担い手と受け手が共倒れしないよう、適切な管理監督と資源の効率化が必要である。
- **制度のはざま・複雑課題：**8050 問題、ひきこもり、障害者の「親亡き後」の生活支援など、支援が必要な人に手が差し伸べられていない現状がある。当事者とつながるには長い年月を要するため、地域や関係機関が連携した伴走型支援が必要である。
- **ヤングケアラー・子ども支援：**ヤングケアラーの存在や実態に驚きの声があり、地域で話しやすい場や相談・支援につながる仕組みづくりが求められている。

(2) 子育て支援と若年層・女性の定住促進

- **子育て支援と高齢者支援の両輪：**人口減少を防ぎ若いお母さんや若い世代の定住を促すため、高齢者福祉だけでなく子育て支援もしっかりと施策の両輪として位置付ける必要がある。

- **環境・交通手段の整備：**天候や熊被害の影響で屋外で遊べない子どもたちのために、全天候型の屋内遊び場や居場所の確保が必要である。また、子どもの送迎に関する交通手段の拡充（共助版ライドシェア等）との連携も期待される。

（3）地域活動の担い手不足・ボランティア・福祉教育

- **担い手の高齢化と固定化：**民生委員やボランティア、地域づくり協議会などの担い手が高齢化し、役員のなり手不足や固定化が課題となっている。
- **若い世代・リタイア世代の参画：**18～29 歳の若年層やリタイア世代（団塊ジュニア等）にアプローチし、隙間時間で気軽に参加できる仕組み（ポイント還元やアプリ活用など）の工夫が必要である。
- **福祉教育の推進：**中学生の「14 歳の挑戦」などの体験発表を地域や福祉大会で発信するなど、福祉教育を通じて将来の担い手を育成する取り組みが重要である。

（4）情報提供・デジタル活用

- **情報の到達度向上：**若者（スマホ画面・QR コード）や高齢者（文字を読むのが苦手な方）など、世代や対象に応じた分かりやすい情報発信が求められる。
- **分かりやすい相談案内：**「AI 相談アプリ（南砺市版 ChatGPT 等）」の活用により、市民の利便性向上と職員の負担軽減を図るべきである。
- **成年後見制度の周知：**制度や市長申立ての手続きの流れが複雑で一般住民に伝わっていないため、周知や相談体制の見直しが必要である。

（5）計画の評価指標（数値目標）および圏域の捉え方

- **評価方法（数値目標）の違和感：**生活相談件数などが減ったことに対して単に「×」と評価すると、「困っている人が減って豊かになった」と誤解を生むおそれがある。単なる件数増減ではなく、結果として制度利用に結びついた件数や実態を反映する評価指針（「5 年前との比較」など）への見直しが必要である。
- **地域圏域の整理：**旧町村単位の表記を外す案が出されたが、地域づくり協議会の活動や歴史的経緯を踏まえた記述・捉え方の整理が必要である。

第４部　基本計画

地域福祉を推進するため、市民 2,000 人を対象としたアンケート調査及び地域で活動する民生委員・児童委員 156 人を対象としたアンケート調査等を実施し、地域が抱える問題や課題を把握・分析しました。また、第 3 期地域福祉計画において掲げた施策の評価を行うとともに、社会情勢の変化、国の指針及び県の考え方との整合を図りながら、今後 5 年間に取り組む施策を定めます。

なお、本計画は、「高齢者保健福祉計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「こども計画」及び「南砺市民健康プラン」の上位計画として位置づけられます。これらの個別計画に記載された地域福祉に関する事項は、本計画の一部を構成するものとします。



第１章　健やかなやすらぎのまちづくり

１．健康づくりの推進

国は、健康日本 21（第三次）に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、生活習慣病の発症・重症化予防、食生活や運動習慣の改善、こころの健康づくり、社会参加の促進等を進めています。また、個人の取組に加え、地域や関係機関との連携により、誰もが健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備を推進しています。

本市においても、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、地域のつながりや支え合いを生かし、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた健康づくりと介護予防を推進します。

◇◆現状と問題・課題◆◇

健康の保持・増進には、日頃から適切な生活習慣を実践することが重要です。一方で、気づきが遅く、病気を発症してから改善に取り組む人も少なくありません。また、人口減少や高齢化、医療・介護人材の不足等により、将来にわたり持続可能な地域医療・介護提供体制を確保することが課題となっています。市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくり、医療、介護予防及び食生活の改善を一体的に推進する必要があります

◇◆基本施策の方向性◆◇

市民一人ひとりが自らの健康状態や生活環境に応じた健康づくりを実践できるよう支援し、健康寿命の延伸を目指します。また、関係機関との連携により、持続可能な地域医療提供体制を構築するとともに、介護予防及び望ましい食生活を推進します。

◇◆施策の展開◆◇

「南砺市民健康プラン」及び「南砺市高齢者保健福祉計画」等と連携し、健康診査・保健指導、健康相談、運動やこころの健康づくり、介護予防、通いの場、食生活の普及啓発及び相談・指導を推進します。また、医療機関、介護・福祉関係機関等との連携を強化し、地域の医療ニーズに対応した持続可能な医療提供体制の構築と、特色ある病院づくりを進めます。

- 健康づくりの推進
  - （１）健康づくり活動の推進
  - （２）持続可能な地域医療提供体制の構築と特色ある病院づくり
  - （３）介護予防の推進
  - （４）正しい食生活の指導

（１）健康づくり活動の推進

市民一人ひとりが健やかで心豊かに生活するためには、心身の健康を保持、増進し、疾病を予防することが大切です。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。受診率向上策として健診のメリットをわかりやすく伝える啓発が必要であると考えます。健康実感の向上策として健診結果を活用した個別カウンセリング、保健指導の強化が必要であると考えます。健康づくりボランティア３団体は、会員数が減少しておりますが、市民と行政のパイプ役として市の保健事業への協力や高血圧予防をテーマにした地区活動を展開しています。

【南砺市民健康プランの推進、市民組織等との連携による健康づくりの推進】

○ **南砺市民健康プランの実践**
・特定健診における令和７年度の受診率は 57.5%、心身ともに健康だと感じている市民の割合は、46.1%であり、いずれも目標を達成することは出来ませんでした。

○ **市民組織等との連携による健康づくりの推進/健康づくりボランティア活動による健康づくりの連携・支援**
・健康づくりボランティア活動者数は 521 人で目標値に至りませんでしたが、市民と行政のパイプ役として市の保健事業への協力やがん検診のボランティア活動を展開しています。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
特定健診における受診率	56.9%	65.0%	57.5%
心身ともに健康だと感じている市民の割合	51.0%	55.0%	46.1%
健康づくりボランティア活動者数	597 人	600 人	521 人

第４期計画の取り組みの方向　「南砺市民健康プランの推進、市民組織等との連携による健康づくりの推進」

①市民が取り組む健康づくり

健康づくりの基本は、自分の健康は自分で守り、自分で作ることです。市民一人ひとりが、望ましい生活習慣を実践できるように、実践可能な方法を提供します。

②地域ぐるみで取り組む健康づくり

個人の自助努力に加えて、個人を取り巻く過程、地域、学校、職場等が個人と一体となって健康づくりを実践できるような、個人を支える地域ぐるみの活動を促進します。

③健康を支援する環境づくり

市民が日常生活の中で自分や家族の健康づくりに関心を持ち、望ましい生活習慣を実践し、健康の保持増進が実現するように、市民の健康づくりを支援する社会環境を整備します。

＜具体的な施策＞

【南砺市民健康プランの推進】
○　南砺市民健康プランの実践

【市民組織等との連携による健康づくりの推進】
○　健康づくりボランティア活動による健康づくりの連携・支援

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
特定健診における受診率	57.5%	60.0%以上
心身ともに健康だと感じている市民の割合	46.1%	50.0%
健康づくりボランティア活動回数	1,236 回	1,300 回



（２）持続可能な地域医療提供体制の構築と特色ある病院づくり

労働力人口の減少による医療従事者不足や高齢化に伴う医療ニーズの変化等に対応するため、新たな地域医療構想を踏まえた市立２病院の機能分化を進めます。救急・手術機能の集約、地域診療拠点の整備、基幹病院との連携強化等により、将来にわたって持続可能な地域医療提供体制の構築を目指します。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を上回って進捗しています。

１．在宅医療の充実を目指した医療の強化

従来から継続されてきた住民参加型の地域医療再生事業については、より住民が参画しやすく、身近な意識啓発に繋がる内容へと大幅な見直しを行いました。また、少子高齢化社会における地域医療提供体制の構築を目的とし、富山大学と連携協定を締結するなど、大きな一歩を踏み出しました。今後、地域診療拠点の運営開始に向けた課題の整理と関係者間での協議が必要です。

２．市立医療機関や医師会、民間医療機関との連携

従来からの課題であった市内に介護医療院が存在しないことや、慢性期医療に係る市内民間開業医との役割分担の推進のため、南砺中央病院の医療療養病床を介護医療院へと転換しました。また、電気料金の高騰により、特に影響を受ける入院病棟を有する市内民間入院医療機関に対し、運営継続支援としての助成を実施しました。その他、民間医療機関から臨床心理士を派遣いただき、南砺市こどものえがおクリニックの検査機能を拡充するなど、診療体制の充実に向け、大きな成果をあげました。

３．救急医療体制の充実

増加する高齢者救急への対応、基幹病院の後方支援という新たな課題への対応として、新たな地域医療構想を踏まえた市立２病院の機能分化に関する検討に着手しました。今後、市立２病院での機能分化は当然のこと、砺波医療圏内の公的病院との機能連携・分化について、自治体の壁を越えて協議・推進していく必要があります。

４．市立医療機関における医師、看護師、薬剤師等の医療職員の確保に向けた取り組みの推進

市立医療機関で慢性的に不足する看護師、薬剤師等の医療職員の確保に向け、看護学生等修学資金制度を４年連続で改正・拡充し、県内トップレベルの貸与制度として確立させました。薬剤師を目指す薬学生を貸与対象とし、現在、４名の薬学生に修学資金を貸与しています。一方、労働力人口の減少に伴い、看護師等の確保が極めて困難となってきています。市立２病院の再編によって、院内の労務環境の改善や研修・教育環境の拡充を図る必要があります。

【地域包括ケアシステム構築の推進、診療体制の充実】

○　**在宅医療の充実を目指した医療の強化**
- ・地域医療推進事業を展開しました。(・「コミュニティ・メディカルデザイナー」（～R４年度、「きときと健康教室」から特別講演（R５年度）、こどものえがおクリニック特別講演（R６年度）、子どものための心理的応急処置研修(R７年度）、きときと健康講座（～R７年度）
- ・富山大学、本市による総合診療専攻医の育成に関する連携協定を締結しました（R７）。
- ・地域診療拠点の創設に向けた検討に着手しました（R７）。

○　**市立医療機関や医師会、民間医療機関等との連携**
- ・南砺中央介護医療院を開設し、民間医療機関との機能分化を推進しました（R６年度）。
- ・診療継続を目的とした電気料高騰対応民間入院医療機関支援事業を展開しました（R５年度、R７年度）。
- ・南砺市こどものえがおクリニックに臨床心理士を増員し、検査体制を拡充しました（R４年度、R５年度）。

○　**救急医療体制の充実**
- ・南砺市民病院ドクターカー事業の継続運営を行いました。
- ・市立２病院による輪番制を維持しました。
- ・救急機能の集約に係る検討に着手しました（R６～）。

○　**市立医療機関における医師、看護師、薬剤師等の医療職員の確保に向けた取り組みの推進**
- ・南砺市民病院ＪＣＩ認証を更新しました（R６）。
- ・看護学生等修学資金貸与制度を拡充しました（R４～７）。

＜数値目標＞

指　標	基準（R２）	目標（R８）	実績（R７）
人口 10 万人当たり南砺市立病院に勤務する医師数	77.0 人	76.2 人	78.8 人
看護学生等就学資金貸与事業における南砺市立病院勤務者の割合	67.5%	82.6%	66.1%

第４期計画の取り組みの方向　「病院間での機能分化による診療体制の強化と経営の健全化、地域診療拠点の創設、特色ある病院づくり」

持続可能な地域医療提供体制の構築と特色ある病院づくりに取り組みます。

＜具体的な施策＞

【病院間での機能分化による診療体制の強化と経営の健全化】
- ○　市立２病院間での救急、手術機能の集約
- ○　市立２病院事務局の統合
- ○　市立２病院間での職員異動と採用試験の一本化
- ○　砺波医療圏内の公的病院等との連携強化
- ○　経営健全化に向けた各種施策の実施
- ○　医療従事者確保対策の強化

【地域診療拠点の創設】
- ○　地域診療センターの立ち上げ
- ○　持続可能なへき地医療提供体制の構築
- ○　へき地診療所医師の臨床機会の拡大
- ○　医療資源の最適化

【特色ある病院づくり】
- ○　教育、研修体制の強化
- ○　医療の質、安全の強化
- ○　患者や利用者に選ばれる病院環境づくり

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
看護学生等修学資金貸与者数	６人	４人※
南砺市こどものえがおクリニック受診者数	1,395 人	1,457 人

※目標値（６名/年）に労働力人口の減少率を乗じて算出

（３）介護予防の推進

高齢化の進行に伴い、認知症やフレイルの状態にある高齢者の増加が見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、要介護状態になることや重度化を防ぐ介護予防の取組を、より一層推進する必要があります。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を下回って進捗しています。基本チェックリストや利用者のアセスメント結果を元に、適切な事業利用に繋がるよう心掛けています。高齢者がより早期から介護予防に自主的に取り組めるよう、フレイルチェックを、31 地区を対象としたポピュレーションアプローチを行っています。また、生活習慣病予防を目的としたほっとあっとなんと体操も制作し、健康寿命延伸の啓発を行っています。

人と人とのつながりを通じて、介護予防が行われるよう、通いの場への講師派遣やほっとあっとなんと体操の継続表彰を継続しています。

【介護予防・日常生活支援総合事業の推進】

○　**介護予防・日常生活支援サービスの拡充**
・要支援認定者や基本チェックリスト該当者を対象に、訪問介護や通所介護と多様な事業所主体のサービスを一体的に実施しました。実施者数は、R５は 499 人（2.7%）で、R７は 561 人（3.8%）でした。

○　**一般介護予防の充実**
・高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような取組を実施しました。
（通所型サービス B　R７：10 箇所／476 回、参加人数　実人数 186 人、延べ人数 6,625 人/ 週１サロン　R７：29 箇所　参加人数　実人数：368 人/ 通いの場への参加率　R６：2.9%、R７：3.0%）

第４期計画の取り組みの方向　「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」

市民が「役割や生きがいをもった生活」を実現できるよう、地域づくり等の社会参加活動を充実し、役割や生きがいの創出を推進します。これらの取り組みを通じて高齢者の心身が健康な状態で維持されていくことで「介護予防」の実現を目指します。

このため、要支援者等の生活支援ニーズを多種多様な主体の参画を得て支援していくため、高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

＜具体的な施策＞

【介護予防・日常生活支援総合事業の推進】
○　介護予防・日常生活支援サービスの拡充
・要支援認定者や基本チェックリスト該当者を対象とする、訪問介護や通所介護と多様な事業所主体のサービスの一体的な提供
○　一般介護予防の充実
・高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような取組の推進
・補助金等の活用による、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組の強化

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
通所型サービス A･B･C、週１サロン実施箇所数	39 箇所	74 箇所

（４）正しい食生活の指導

栄養・食生活は、生命を維持し、子どもたちが健やかに成長し、人々が健康的な生活を送るために欠くことができない営みであり、生活習慣病予防の観点からも重要です。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を上回って進捗しています。「広報なんと」に毎月、生活習慣病予防に関する情報を掲載できました。健康づくり月間や週間などに基づき掲示板に情報を発信しました。令和４年度から高血圧予防の一つとして、減塩(へるしお)プロジェクトに取り組み、減塩の普及啓発事業を行っています。令和７年度は、食改はじめ健康づくりボランティアや各種団体と協働し、市民へのフォーラムを開催し、減塩の大切さについて普及啓発を行いました。保健事業と介護予防の一体的事業では、健康状態不明者や低栄養へのハイリスクアプローチでは、約 90%の対象者に介入し、ポピュレーションアプローチでは、31 地区の地域づくり協議会の約８割と協働で事業を実施しました。メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）が多く、高血圧、高血糖、高脂質を併せ持つ人が多い傾向にあるため、引き続き生活習慣病予防を主とした食に関する正しい知識の普及をする必要があります。

【食育の推進】

○ **食に関する正しい知識の普及**
・広報なんと に「食」に関する情報を掲載しました。

○ **食生活改善推進員を通じた栄養指導の充実**
・食生活改善推進員の中央研修会を行うほか、地域活動の中で伝達講習会を行い、食に関する正しい知識を普及・啓発しました。

○ **高齢者等の食習慣の自立**
・保健事業と介護予防の一体的事業を通じ、健康状態不明者や低栄養の訪問等ハイリスクアプローチと専門職（保健師・管理栄養士・歯科衛生士・作業療法士）が地域でポピュレーションアプローチを実施しました。

第４期計画の取り組みの方向　「ライフステージに応じた適切な食事の推進」

ライフステージに応じた適切な食事は、生活習慣病の予防や生活の質（ＱＯＬ）の向上に大きな役割を果たすほか、心身の健康を保ち、社会生活を営むために必要とされています。

そのため、市民一人ひとりが食生活を見直し改善していくことが、個人・家庭・地域の健康づくりの向上につながります。

生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むことができるようにするために、南砺市民健康プランに基づき、食に関する正しい知識の普及を継続的に図ります。

＜具体的な施策＞

【ライフステージに応じた適切な食事の推進】
- ○　食に関する正しい知識の普及
- ○　健康づくりボランティアと協働した適切な食事に関する意識の啓発
- ○　高齢者等の食生活の実態を把握し、健康状態にあった支援の実施

２．社会・地域活動への参加の促進

価値観やライフスタイルが多様化する中、学習活動や社会参加を通じて、心の豊かさや生きがいを得る機会が求められています。また、社会や生活環境の変化に対応するため、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが生涯にわたり新たな知識や技術を学ぶことができる環境の整備が重要です。

ボランティア活動や地域活動への参加は、個人の自己実現につながるだけでなく、世代間交流や相互扶助の意識を育み、地域福祉の充実にも貢献します。そのため、学びを地域での活動や支え合いにつなげる取組を推進する必要があります。

◇◆現状と問題・課題◆◇

人口減少や地域のつながりの希薄化により、地域活動やボランティア活動の担い手不足が課題となっています。また、誰もが学習や社会参加の機会を得られるよう、情報提供や参加しやすい環境の整備が必要です。

◇◆基本施策の方向性◆◇

市民一人ひとりが、知識、技能、経験等を生かして学習活動や地域福祉活動に参加できる環境を整備します。関係機関や団体と連携し、活動への参加や継続を支援するとともに、誰もが役割を持ち、支え合う地域づくりを進めます。

◇◆施策の展開◆◇

「高齢者保健福祉計画」、「障がい福祉計画」、「こども計画」等の関連計画と連携し、次の取組を計画的に推進します。

- 社会・地域活動への参加の促進
  - （１）ボランティアの育成・支援
  - （２）生活の困りごとを抱える人と当事者団体への支援
  - （３）活動拠点の充実・支援
  - （４）生涯学習の充実
  - （５）地域交流拠点の整備と活動促進
  - （６）青少年の健全な育成

（１）ボランティアの育成・支援

ボランティア養成講座を開催するとともに、ボランティア体験を通じて、活動への参加を促進します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。作成したプログラムを市内小・中学校、地域へ訪問し紹介しました。R７年度は学校、地域共にプログラムの申込みがあり、ボランティア活動者を講師として招き、お話いただくなどボランティアに対する理解を深めました。

【ボランティア活動の進展】

○ **地域福祉活動やボランティア活動に取り組む人材を養成する福祉教育プログラムの作成**
・ふくし教育プログラムの冊子を作成し、市内の関係機関等へ配付。市内の全小・中学校及び地域づくり協議会を訪問し、直接プログラムを説明しました。R５の実績は２校で、R７は２校／１地域でした。

○ **ボランティア活動コーディネーターの設置及び資質向上**
・ボランティアコーディネーターをR２に４名、R７に４名設置しました。
・県社協主催のボランティアコーディネーター研修に参加しました。

○ **ボランティア活動団体への活動費助成**
・より多くのボランティアグループの活動支援ができるよう、使いやすい活動助成金となるよう見直しを行い、ふくし・ボランティア活動応援助成金、ボランティア連絡協議会の活動費を助成しました。

第４期計画の取り組みの方向　「ボランティア活動の推進」

働く世代だけでなく、学生などの若い年代の地域福祉活動への関心を高めることができるよう、ふくし祉教育プログラムを活用し、幅広い年代の福祉人材を養成します。

＜具体的な施策＞

【ボランティア活動の推進】
○ ボランティアセンター機能の充実
○ 夢叶えるサポート事業の実施
○ ボランティア活動団体への活動費助成

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
ボランティア登録者数	3,559 人	4,000 人
ボランティア団体数	97 団体	105 団体

（２）支援を必要とする人の社会参加と生活支援

生活のなかで支援を必要としている人を地域で支えながら支援します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。支援する活動者の担い手が不足しているため、困りごとに対する理解を深めるための丁寧な事業説明やケース会議を進めていく必要があります。

【要支援者に必要な支援の充実】

○ **個別課題（ニーズ）の把握**
・地域づくり協議会主体で実施するケアネット事業等で地域にある個別課題の把握に努めました。

○ **ケアネット活動の推進**
・日頃から地域で顔の見える関係性を大切にし、些細な変化に気づき対応できることで利用者の生活の困りごとに寄り添い生活の安心に繋がりました。

○ **第２層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を核とした地域連携の推進**
・民生委員・児童委員との連絡強化を目的に、定例的な連絡調整会議へ継続的に出席し、地域の見守り体制強化と、個別の相談事案における情報共有・連携に貢献しました。地域包括支援センターの専門職と連携し、高齢者の介護予防教室や社会参加を促す活動を企画・実施しました。

○ **地域での居場所づくりと社会参加機会の創出**
・地域で孤立しがちな人が集える居場所として、「憩いのステーション縁の木、縁の花」「外国人支援事業 Welcome カフェ」を定期的に開催し社会参加の機会を創出しました。

第４期計画の取り組みの方向　「誰もが地域で支え合うための支援の充実」

障がいの有無や生活状況にかかわらず、誰もが地域とつながり、安心して暮らせるよう、交流機会の充実、障がいへの理解促進および意思疎通支援の担い手の育成を進めます。また、受講者や地域住民をボランティア活動につなげ、支え合いの輪を広げます。寄付食品を活用した食糧支援については、生活に困りごとを抱える人を必要な相談・支援につなぐ入口として、関係機関と連携した継続的な支援を行います。

＜具体的な施策＞

【誰もが地域で支え合うための支援の充実】

○ 市内の障がい者事業所の利用者が、サロンや福祉団体の実施する会議等で、ドリンクを提供する事業「ドリンクサービス」の実施
○ 「障がい者寄り添い講座」の開催、受講者へのボランティア活動紹介
○ 「手話奉仕員養成講習会」の開催
○ 寄付食品を活用した生活困窮者への食糧支援

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
「ドリンクサービス」実施回数	11 回	15 回
「ドリンクサービス」延べ利用者数	232 人	300 人
「手話奉仕員養成講習会」修了者数（累計）	89 人	100 人

（３）活動拠点の充実・支援

地域活動の拠点として交流・情報交換・相談の場となっている地区の交流センターやサロン会場、通所型サービスＢ、福祉センター、ともいきカフェなどの活動を支援します。ボランティア情報の収集や発信、ボランティア団体間の連携強化を図るなど、ボランティア活動推進の拠点となるボランティアセンターの機能充実に努めます。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。新規サロン団体向けの助成金の紹介および巡回サロンの提案を行い、地域づくり協議会と連携しながら引き続きサロン活動の普及を推進します。サロン助成金を有効に活用してもらうため、本市社会福祉協議会と協議を重ね、一部助成金内容の見直しを行います。

【地域福祉活動拠点の確保】

○ **気軽に集える場所づくり**
・ふれあい・いきいきサロンの活動費を助成しました。居場所づくりに取り組む団体に対して活動助成を行い、地域での孤立防止や地域で支えあう仕組みづくりが進むよう支援を行いました。（定期交流型　R５：19 団体、R６：19 団体、R７：19 団体　運動中心型 R５：９団体、R６：８団体、R７：９団体　だれでも型　R５：129 団体、R６：127 団体、R７：132 団体）

○ **歩いて行ける身近な場所でのサロンの充実**
・より充実した活動が行えるよう、サロン機材の貸出や講師の紹介を行いました。機材の貸出・返却場所については、サロン団体が使いやすいように柔軟に対応しました。サロン研修では講師を招き、サロンで実戦できるレクリエーションなどを楽しく学ぶことができました。サロン機材の貸し出しを R６に 134 件、R７に 112 件行いました。

○ **既存施設の有効活用**
・地域で孤立しがちな人が集える居場所として、「憩いのステーション縁の木、縁の花」「外国人支援事業 Welcome カフェ」を定期的に開催し社会参加の機会を創出しました。

○ **ボランティアセンター機能の充実**
・開設した居場所で活動するボランティアを募りました。また「夢叶えるサポート事業」への協力を通して、ボランティアの養成に努めました。

第４期計画の取り組みの方向　「居場所づくりの支援」

住み慣れた地域で誰もが安心して健やかに暮らせるよう、身近な場所でのサロンの開設や実施回数の充実を支援します。また、日頃からの交流や支え合いを通じて、災害等の有事にも生かされるコミュニティづくりを推進します。

＜具体的な施策＞

【居場所づくりの支援】
　○　ふれあい・いきいきサロンへの助成

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
ふれあい・いきいきサロン【定期交流型】助成団体数	19 団体	22 団体
ふれあい・いきいきサロン【運動中心型】助成団体数	９団体	12 団体
ふれあい・いきいきサロン【だれでも型】助成団体数	132 団体	150 団体

（４）生涯学習の充実

だれもが学び続ける機会と環境をつくるため、各種生涯学習講座を実施するとともに、地域と連携した事業を進めます。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。各種講座、講演に数多くの方が参加しており、生涯学習の充実に一定の効果があったと考えられます。

【生涯学習の充実】

○ **南砺市生涯学習連絡協議会への支援/人材を活用した生涯学習活動の推進/社会教育団体等への活動支援**
・誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を図るために、魅力ある各種講座、講演内容の企画に務めました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
学習活動を行っている市民の割合	21.4%	25.0%	21.7%
各種講座参加者の割合	9.8%	20.0%	22.6%

第４期計画の取り組みの方向　「生涯学習活動の充実」

多様な学習ニーズに応えるサービスの充実を一層進めるとともに、社会教育施設を情報の発信源や、学びの拠点として有効に活用することで、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を図ります。

＜具体的な施策＞

【生涯学習活動の充実】

○　南砺市生涯学習連絡協議会への支援
○　人材を活用した生涯学習活動の推進
○　社会教育団体等への活動支援

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
学習活動を行っている市民の割合	21.7%	25.0%
各種講座参加者の割合	22.6%	25.0%

（５）地域交流拠点の整備と活動促進

地域のだれもが参加できるふれあいの場づくりを支援します。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を下回って進捗しています。フレイル予防を地域に広める活動を行っている市民ボランティアのフレイルサポーター数は目標値を達成するなど、市民の皆様の健康や社会参加に対する意識の向上がみられます。しかし、地域での支え合い活動である「地縁組織等による生活支援サービスの提供団体数は、目標達成に向けて、より一層の取り組みが必要です。

【地域のふれあいの場づくり】
- ○ **地縁組織等による介護事業所の活動支援、開設支援　サービスＡ（通所・訪問型）**
- ○ **サービスＢ（通所・訪問型）週１サロン**
  - ・Ｒ７の支援件数は、通所型サービス A:０箇所　通所型サービス B：10 箇所／476 回、参加人数　実人数 186 人、延べ人数 6,625 人
    週１サロン：29 箇所、　参加人数　実人数 368 人でした。通いの場への参加率は、Ｒ６が 2.9%で、Ｒ７が 3.0%でした。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
地縁組織等による介護事業所数	36 箇所	64 箇所	41 箇所
フレイルサポーター数	29 人	70 人	83 人

第４期計画の取り組みの方向　「地域での支えあいの強化と高齢者の社会参加の促進」

地域住民が身近な場所で交流し、相談や支援につながる地域交流拠点の整備を促進します。自治会等の地縁組織が、介護事業所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携して行う見守り、交流、介護予防及び生活支援等の活動を支援するとともに、地域のニーズに応じた介護事業所の開設・運営を支援します。

また、住民主体の地域活動への参加を促進し、地域の支え合いの強化、高齢者の生きがいづくり、社会参加及び希望や能力に応じた就労を支援します。

＜具体的な施策＞

【地域での支えあいの強化と高齢者の社会参加の促進】
- ○　地縁組織等による介護事業所数とフレイルサポーター数の拡充

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
地縁組織等による介護事業所数	41 箇所	74 箇所
フレイルサポーター数	83 人	90 人

（６）青少年の健全な育成

青少年の地域参加や居場所づくり等、青少年の健全育成に努めます。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。支部によって巡回指導回数に偏りがみられるものの、青少年の健全育成のために地域の特性を生かした様々な取り組みを行っています。

【青少年の健全な育成】
○ **青少年育成市民会議活動への支援**
・青少年育成南砺市民会議各支部と連携を図り、限りない可能性をもった青少年が、明るく健康でたくましく成長していくことを願い、特にＳＮＳ・インターネット等の被害防止に重点を置く事業を展開しました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
街頭巡回指導回数（８支部計）	124 回	180 回	153 回
青少年育成講演会開催回数	２回	４回	４回

第４期計画の取り組みの方向　「青少年健全育成活動の支援」

青少年が地域の中で健やかに成長し、郷土への愛着や社会性を育むことができるよう、青少年育成市民会議の活動を支援します。各支部や青少年育成団体、学校、家庭、地域等との連携を促進し、地域の力を生かした青少年健全育成活動の充実を図ります。

＜具体的な施策＞

【青少年健全育成活動の支援】
○　青少年育成市民会議活動への支援

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
街頭巡回指導回数（８支部計）	153 回	155 回
青少年育成講演会開催回数	４回	５回

３．さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実

◇◆現状と問題・課題◆◇

ヤングケアラー、ダブルケア、ひきこもり、生活困窮など、複雑化・複合化した生活課題は、本人や家族だけでの解決が難しく、分野を超えた支援が必要です。また、虐待、認知症、権利擁護、犯罪をした人の社会復帰など、既存制度だけでは対応が難しい課題もあります。

令和７年度の調査では、児童生徒 1,524 人のうち、49.5%が「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがなく、11 人が自身にあてはまる、302 人が「よくわからない」と回答しました。ひきこもり状態またはその疑いがある人は 87 人で、５年前とほぼ同数であり、40 代が約３割を占めています。認知度の向上、早期把握、相談しやすい環境づくり、長期化・高年齢化への対応が課題です。

支援を必要とする人が孤立せず、適切な支援につながるよう、分野を超えた相談支援と関係機関の連携強化が求められています。

◇◆基本施策の方向性◆◇

複雑な課題を抱える人や世帯を早期に把握し、属性や分野を問わず相談を受け止める包括的な支援体制を整備します。

◇◆施策の展開◆◇

多機関協働による支援調整やアウトリーチを進め、本人の意思とペースを尊重した継続的な伴走支援を行います。また、生活困窮、子ども・若者、認知症、権利擁護、再犯防止等の課題に対し、関係機関や地域福祉組織・団体と連携して支援します。

- さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実
  - （１）制度のはざまにいる人への支援
  - （２）生活や就労に困っている人への支援
  - （３）配慮が必要なこども・若者と家庭への支援
  - （４）権利擁護を必要とする人への支援
  - （５）認知症対策の促進
  - （６）再犯防止の促進

（１）制度のはざまにいる人への支援

属性を問わない相談支援、多機関協働、アウトリーチ、継続的な伴走支援及び地域づくりを一体的に進めます。

第４期計画の取り組みの方向　「多機関協働による支援調整、ひきこもり支援事業」

関係機関や地域福祉組織・団体との情報共有と連携を強化し、制度のはざまにいる人や複雑化・複合化した課題を抱える世帯を早期に把握します。多機関協働による支援調整を進め、ひきこもり状態にある人等には、本人の意思とペースを尊重したアウトリーチと伴走型支援を行います。また、地域の見守りやネットワークを活用し、必要な支援につながるまで継続的に支援する体制を整備します。

＜具体的な施策＞

【多機関協働による支援調整【重層的支援体制整備事業実施計画】】
- ○　複雑化・複合化した課題について、医療・介護・福祉・消費生活相談等の関係機関による支援会議を開催/各機関の役割分担や支援方針を調整、世帯全体の継続的な支援

【ひきこもり支援事業】
- ○　地域のなかでの孤立、ひきこもりの方等への誰もが取り残されない支援の理解を深める働きかけ
  - ・セミナー、研修会等を専門機関と連携し開催
- ○　アウトリーチと伴走型支援の推進
  - ・相談窓口につながりにくい人や、支援を拒否している人に対する、訪問、電話、手紙等による継続的な関わりの実施
  - ・本人の意思や生活のペースを尊重した、時間をかけた信頼関係の構築/支援の進展に加え、関係性や接点の継続を含めた成果評価

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
訪問・電話等による継続支援件数	7件	9件
相談から支援開始に至った件数	1件	3件



（２）生活や就労に困っている人への支援

定期的なアウトリーチ活動や多機関連携により、生活困窮者の早期発見と包括的な支援を提供します。就労支援と合わせて、住まいや経済的自立に向けた伴走支援を強化します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。生活困窮者等の相談窓口では「断らない」相談支援を心掛け対応しています。相談内容に沿った支援を進め、情報提供や必要に応じて関係機関につなぐなどしています。関係機関と連携を強化し、包括的に課題解決を進めています。支援を進めていくが、相談者の生活改善が見受けられないことや連絡が取れなくなるなどの課題もあります。新規相談件数は社会情勢の変化などもあり、毎年増加傾向にあります。また、相談内容も困難なケースが多く、より他機関との連携が求められます。既存のケースも引き続き継続的な支援や対応を行っていきます。

就労準備支援事業は、これまで３名の利用者がありました。利用後は、それぞれの状況に合った就労についたり、支援を受けたりしています。就労場所の確保・職場定着支援に加え、高齢者や障害者の求職支援のニーズも増えています。技術を身につけて就労の幅を広げたいという就労希望者をハローワークに案内し、１名が訓練を受けています。

【生活困窮者自立支援制度の運用、就業の支援・情報提供の推進】

○ **住居確保給付金の支給**
・R４～７で給付金の支給はありませんでした。

○ **就労準備支援事業の実施**
・R４に２件実施しました。

○ **家計改善支援事業の実施**
・家計改善支援事業をR４～７に計７件実施しました。
（R４：２件、R５：２件、R６：１件、R７：２件）

○ **雇用希望事業所情報の収集及び就業希望者への情報提供**
・ハローワークや地域活動支援センター[1]への紹介を行いました。

○ **就労希望者への職業訓練の促進**
・就労支援員が相談を受け、ハローワークや就労準備支援事業等へつながるようにサポートしました。

○ **就労訓練制度等の情報提供**
・ハローワークの情報を提供しました。

○ **就労相談事業の推進**
・就労支援員がハローワーク等と連携を図り、R２に 15 件、R７に 20 件の相談支援を実施しました。

[1]**地域活動支援センター**：地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会を提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。

＜数値目標＞

指　標	基準（R２）	目標（R８）	実績（R７）
生活相談支援窓口の新規相談件数	69 件	80 件	58 件
就労相談支援件数	15 件	20 件	20 件

第４期計画の取り組みの方向　「生活困窮者自立支援事業、就業の支援・情報提供の推進、生活福祉資金の貸付事業」

生活や就労に困っている人が早期に相談でき、生活の安定と自立につながるよう、生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金の貸付事業を活用した相談支援を進めます。生活状況、家計、住まい、健康及び就労等の課題を把握し、関係機関と連携して、本人の状況に応じた支援計画の作成、家計改善、居住確保、就労準備及び就労支援を一体的に行います。また、相談窓口につながりにくい人には、地域と連携した情報把握やアウトリーチを行い、必要な支援に継続的につなげます。

窓口では「断らない」相談支援を心掛け、一人ひとりの悩みや困りごとを整理し、状況に合わせた自立支援計画を作成し、自立した生活を送ることができるよう、相談員による相談支援の他、就労支援員や専門機関等と連携し解決の方向へと導けるよう支援を行います。引き続き相談窓口の周知を図り、誰ひとり取り残されることのないような支援体制を構築します。

＜具体的な施策＞

【生活困窮者自立支援事業】
- ○　生活、住まい、家計、就労等の複合的な課題を抱える人に対する、相談から自立までの継続的な支援の実施
- ○　生活福祉資金の貸付事業を通じた、生活の立て直しに必要な資金の確保、必要に応じた関係機関の相談支援への接続

【就業の支援・情報提供の推進】
- ○　雇用希望事業所情報の収集及び就業希望者への情報提供/就労希望者への職業訓練の促進/就労訓練制度等の情報提供/就労相談事業の推進

【生活福祉資金の貸付事業】
- ○　低所得者や高齢者、障害者の生活に対する経済的支援/在宅福祉および社会参加の促進

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
住居確保給付金の支給	０件	３件
就労準備支援事業の実施	０件	２件
家計改善支援事業の実施	０件	７件
生活相談支援窓口の新規相談件数	58 件	65 件
雇用希望事業所情報の収集及び就業希望者への情報提供	23 件	28 件
就労希望者への職業訓練の促進	１件	２件
就労訓練制度等の情報提供	１件	３件
就労相談支援件数	25 件	25 件

（３）配慮が必要なこども・若者と家庭への支援

配慮が必要なこども・若者・障がい児とその家庭に対し、多様な支援機関と連携した相談・発達支援の充実を図ります。ヤングケアラーの実態把握と社会的認知度向上を進め、困難を抱える女性やひとり親家庭への包括的支援を強化します

第４期計画の取り組みの方向　「様々な困難を抱える子どもへの支援、ヤングケアラーの認知度向上と実態調査、児童虐待防止ネットワークの充実、障がい児や児童発達支援の充実、困難な問題を抱える女性への支援、ひとり親家庭の子育て・生活支援」

様々な困難を抱えるこども・若者と家庭に対し、子育て短期支援、親子関係形成支援、こどもの居場所づくり等を進めます。ヤングケアラーは実態調査や普及啓発、関係者研修を行い、早期把握と相談支援につなげます。

また、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携し、児童虐待の防止・早期発見と継続的な見守りを進めます。障がい児や発達に支援が必要なこどもには、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、専門職による巡回訪問等を実施します。さらに、困難な問題を抱える女性やひとり親家庭に対し、相談、就労、生活・経済面の支援を行います。

＜具体的な施策＞

【様々な困難を抱える子どもへの支援】
- ○　子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ○　親子関係形成支援事業
- ○　こども食堂補助事業
- ○　こどもの居場所づくり支援事業

【ヤングケアラーの認知度向上と実態調査】
- ○　教育機関の協力を得て実態調査実施
- ○　普及啓発　学校へのポスター掲示や関係者への研修

【児童虐待防止ネットワークの充実】
- ○　要保護児童対策地域協議会の充実
- ○　児童虐待の防止の啓発普及

【障がい児や児童発達支援の充実】
- ○　障害児通所支援事業
  - ・放課後デイサービスや保育所等訪問支援、児童発達支援等の充実
- ○　保育園巡回訪問事業
  - ・スクールアドバイザーや作業療法士等による、発達上気がかりのあるこどもへの関わり方についての助言・指導の実施

【困難な問題を抱える女性への支援】
- ○　女性相談支援員による相談・支援

【ひとり親家庭の子育て・生活支援】
- ○　ハローワークと連携した就労支援促進事業
- ○　面談、経済や生活面等の支援、福祉資金貸付相談等
- ○　自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金

（４）権利擁護を必要とする人への支援

判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活し、必要な福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度の活用と普及を進めます。

また、日常生活自立支援事業の利用促進を図り、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援します。関係機関と連携し、虐待や消費者被害等の早期発見と権利侵害の防止にも取り組みます。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。日常生活自立支援事業の対象者のうち、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、円滑に移行できるよう関係者と調整し支援していきます。

【成年後見制度の活用と普及促進、日常生活自立支援事業の推進】

○ **成年後見制度の利用支援**
・日常生活自立支援事業の対象者のうち、成年後見制度への移行が望ましいケースについては、円滑に移行できるよう関係者と調整し支援します。

○ **日常生活自立支援事業の推進**
・日常生活自立支援事業にかかる専門員と生活支援員を拡充します。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
日常生活自立支援事業にかかる専門員数	３人	５人	４人
日常生活自立支援事業にかかる生活支援員数	56 人	60 人	50 人

第４期計画の取り組みの方向　「成年後見制度の活用と普及促進、日常生活自立支援事業の推進」

成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用支援を進め、本人の意思を尊重しながら、地域で安心して暮らせる権利擁護体制を整えます。

＜具体的な施策＞

【成年後見制度の活用と普及促進【成年後見制度利用促進基本計画】】
- ○ 家庭裁判所、呉西地区後見センター、社会福祉協議会のほか、福祉・司法職団体や関係機関との連携
- ○ 広報・啓発活動の推進
- ○ 市民後見制度等の養成支援

【日常生活自立支援事業の推進】
- ○ 高齢者や障害者など判断能力が十分でない方々への福祉サービス利用援助
- ○ 広報誌「なんとの福祉」を活用した事業広報
- ○ 障害者雇用を行っている企業や地域のサロン等を対象に、「ふくし出前講座」実施

（５）認知症対策の促進

認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるよう、正しい理解の普及、相談支援、見守り及び関係機関の連携を進めます。

第４期計画の取り組みの方向　「認知症対策の促進」

本人の意思を尊重し、地域での見守りや家族への支援を充実させるとともに、認知症になっても地域とのつながりを保ち、社会参加できる環境づくりを進めます。

＜具体的な施策＞

【認知症対策の促進】
- ○　認知症カフェ事業
- ○　認知症サポーター養成講座
- ○　認知症高齢者等見守り支援事業(徘徊 SOS 緊急ダイヤル)
- ○　認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業
- ○　認知症初期集中支援事業
- ○　認知症地域支援推進員の配置
- ○　高齢者見守り模擬訓練
- ○　もの忘れ相談会の開催

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
認知症カフェ事業実施箇所数	６箇所	６箇所
認知症カフェ事業実施回数	28 回	30 回
認知症サポーター養成講座実施回数	19 回	20 回
認知症サポーター養成講座受講者数	741 人	750 人
認知症サポーター延べ人数	13,106 人	18,000 人
認知症高齢者等見守り支援事業利用者数	56 人	60 人
認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業利用者数	56 人	60 人
認知症地域支援推進員の配置人数	7人	10 人
高齢者見守り模擬訓練実施回数	１回	３回
もの忘れ相談会の開催回数	11 回	12 回
もの忘れ相談会の延べ参加人数	18 人	24 人

（６）再犯防止の促進

犯罪をした人が地域で孤立せず、必要な福祉、医療、住まい、就労等の支援につながり、安定した生活を送ることができるよう、再犯防止に向けた取り組みを行います。

第４期計画の取り組みの方向　「再犯防止に向けた取り組み」

関係機関や地域団体と連携し、本人の状況に応じた支援を行うとともに、再犯防止と社会復帰を地域全体で支える環境づくりを進めます。

＜具体的な施策＞

【再犯防止に向けた取り組み【再犯防止推進計画】】
- ○　更生保護関係機関・団体との連携
- ○　更生保護活動の促進
- ○　広報・啓発活動の推進
- ○　就労・住居の確保
- ○　保健医療・福祉サービス利用の促進
- ○　非行の防止と修学支援

４．自立を支える環境づくり

高齢者や障がいのある人、子育て家庭、ひとり親家庭、生活困窮者等が、地域の中で役割や生きがいを持ち、本人の意思に応じて社会参加できる環境づくりが重要です。年齢や障がいの有無、世帯状況等にかかわらず、一人ひとりの能力や希望が尊重され、必要な支援を受けながら自立した生活を送れる地域を目指します。

また、生活上の困りごとは、経済的な問題だけでなく、就労、健康、家族関係、ひきこもり、孤独・孤立、対人不安等、複数の課題が重なっている場合があります。関係機関が連携し、相談者の状況に応じた支援を継続的に行うことが求められています。

◇◆現状と問題・課題◆◇

人口減少や高齢化、地域のつながりの希薄化等により、社会参加の機会を得にくい人や、生活上の課題を抱えたまま孤立する人が増えることが懸念されています。高齢者、障がいのある人、ひきこもり状態にある人、子育て家庭、ひとり親家庭及び生活困窮者等が、必要な支援につながり、地域の中で役割を持てる環境を整える必要があります。

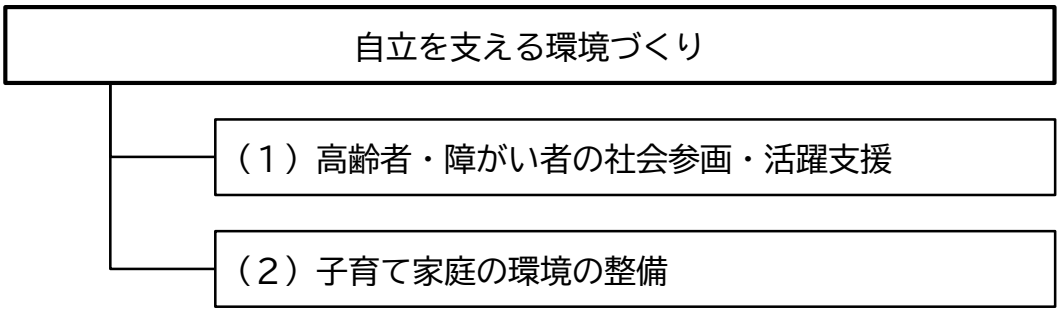
単なる生活困窮のみならず、多重債務やうつ病、対人不安、地域とのつながりの希薄化等、多様な原因が自立を妨げています。それぞれが必要とされる環境づくりが重要です。

◇◆基本施策の方向性◆◇

地域社会への参加を推進するとともに、就労支援、就労相談の強化・拡充を目指します。また、相談窓口や関係機関の連携を強化し、生活上の困りごとを早期に把握するとともに、就労、社会参加、生活の安定及び自立に向けた切れ目のない支援を推進します。

◇◆施策の展開◆◇

高齢者、障がい者、ひきこもりがちな人、子育て家庭、生活保護受給者や生活困窮者世帯等がその人の能力を活かし、精神的に自立した生活を送るための環境を支援する取り組みを推進します。



（１）高齢者・障がいのある人の社会参画・活躍支援

働く意欲を持つ、高齢者や障がいのある人の自立と環境を整備します。

第３期計画の評価・進捗状況　「高齢者・障がい者の自立と環境の整備」

シルバー人材センターへの支援については、概ね計画どおり進捗しています。

１．シルバー人材センターでは、介護・福祉分野における日常生活支援などの地域での人材不足分野における活躍の場として、女性部が設立され人材確保の取組等が進められています。

その他については、計画を下回って進捗しています。

２．障がい者雇用の理解と就業の場の確保に向けて、一般企業に対し、多様な雇用や就労形態など障がい者とともに働くことへの理解促進に努めます。

３．農福連携事業は、砺波地域障害者自立支援協議会就労部会（南砺市、砺波市、小矢部市）において事業推進に向けた検討を行っています。引き続き、となみ野農協から作業計画の情報を提供してもらい就労支援事業所が通年の作業ができるように、調整に努めます。

４．一般企業での就労が困難な障がい者の方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の場として就労移行支援・就労継続支援の事業を継続して実施します。

【高齢者・障がい者の自立と環境の整備】

○ **シルバー人材センターへの支援**
・シルバー人材センターの受注件数は、R７は 5,906 件、就業率は 80.6%でした。

○ **雇用の場における人権の擁護**
・R７は 10 月と２月に研修を実施しました。

○ **障がい者雇用の理解と就業の場の確保への支援/一般企業への障がい者就労理解、多様な雇用、就労形態の促進**
・就労支援事業所への見学と協議を実施しました。

○ **障がい者福祉施設の充実と運営/農福連携事業の促進**
・不当な差別的扱いや嫌な思いをしたことがない人の割合は、R７は 42.7%となり割合が減少しています。

＜数値目標＞

指　標	基準（R２）	目標（R８）	実績（R７）
不当な差別的扱いや嫌な思いをしたことがない人の割合	52.2%	55.0%	42.7%

第４期計画の取り組みの方向

シルバー人材センターは、高齢者の生きがいと健康づくり・介護予防を支える重要な組織であるため、引き続き支援を行います。

高齢者や障がいのある人が、知識や経験、能力を生かして地域活動、ボランティア、就労及び交流活動等に参加できる機会を充実させます。また、本人の希望や状況に応じた社会参加を支援し、地域で役割や生きがいを持てる環境づくりを進めます。

＜具体的な施策＞

【高齢者の生きがいづくりの推進】
- ○　シルバー人材センターへの支援

【障がい者の自立と活躍の場づくり】
- ○　雇用の場における人権の擁護
- ○　障がい者雇用の理解と就業の場の確保への支援
  - ・一般企業への障がい者就労理解、多様な雇用、就労形態の促進
- ○　障がい者福祉施設の充実と運営
  - ・農福連携事業の促進

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
不当な差別的扱いや嫌な思いをしたことがない人の割合	42.7%	40.0%

（２）子育て家庭の環境の整備

子育てと仕事の両立を支援し、安心して働ける環境づくりを目指します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。企業への子育て家庭に対する配慮・処遇改善を促す取り組みを関係課と連携して取り組みました。今後は、更なる周知を目指し、引き続き周知活動に努めます。

【職業生活と家庭生活の両立】

○ **多様化する働き方やニーズに対応した幼児教育・保育サービスの充実**
・延長・休日・乳児保育・一時預かりや病児病後児保育事業等の保育サービスを充実させました。

○ **子育てを支援する環境の充実**
・子育て支援センターの利用促進、ファミリー・サポート・センターによる会員間の相互支援等を通して子育て家庭を支援しました。

○ **多様な働き方の実現と男性の子育て参加の推進**
・男性の育児休暇取得の促進や、企業への子育て家庭に対する配慮・処遇改善を促すなどの取組を関係課で連携して行っています。

○ **仕事と子育ての両立支援**
・子育てと仕事を両立できる職場環境整備に積極的に取り組む事業者を認定し、社会全体の取り組みとして、商工会等の関係団体等と連携協力を図り推進しました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
就労しながら無理なく子育てすることができると感じる保護者の割合	62.1%	70.0%	64.5%

第４期計画の取り組みの方向　「仕事と家庭生活の両立支援」

令和７年３月に策定した「南砺市こども計画（第３期子ども・子育て支援事業計画）（令和７年度から令和 11 年度までの５カ年計画）」は、第２期計画の基本理念を継承しつつ、こども大綱の理念を勘案して、「すべてのこども・若者が尊重される社会を築き子育ての喜びや夢をともに分かちあうまちづくり」として、こどもの権利の尊重、ライフステージで切れ目のない支援、若い世代の結婚・子育て支援に取り組んでまいります。また、「地域や企業におけるこども・若者と家庭への支援」を基本目標の一つとし、ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた理解促進と啓発、子育てと仕事の両立への取組促進などに努めます。

＜具体的な施策＞

【仕事と家庭生活の両立支援】
- ○　妊娠・出産・子育てへの切れ目ない伴走型支援
- ○　こどもの多様な居場所、子育てサービスの充実

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
就労しながら無理なく子育てすることができると感じる市民の割合	64.5%	68.0%

５．情報へのアクセス性向上と相談窓口の充実

高齢者や障がい者、子育て家庭を含めた、社会福祉全般にわたる相談事業を実施するとともに、地域福祉情報の提供を行う必要があります。電話や来所で、福祉にかかわる様々な相談を受けつける際、できる限りワンストップで受けつけ、的確な対応が求められます。相談したいけれどどこに相談すればよいかわからない等のことがないように、情報提供を行う必要があります。また、高齢者や障がい者、認知症の方を抱える世帯のために、弁護士･医師・臨床心理士による人権・法律・財産・生活等の相談が必要と考えます。

◇◆現状と問題・課題◆◇

本市は、社会福祉協議会、地域包括支援センターや保健センター、福祉課に相談窓口を整備しています。一方、地域においては民生委員・児童委員等が市民の身近な相談に対応していますが、福祉サービスを必要とする人が必要とするサービスを受けるためには、本市にどのような福祉サービスがあり、どのように利用できるのか、どこにあるのか等がわかるよう情報を提供していく必要があります。

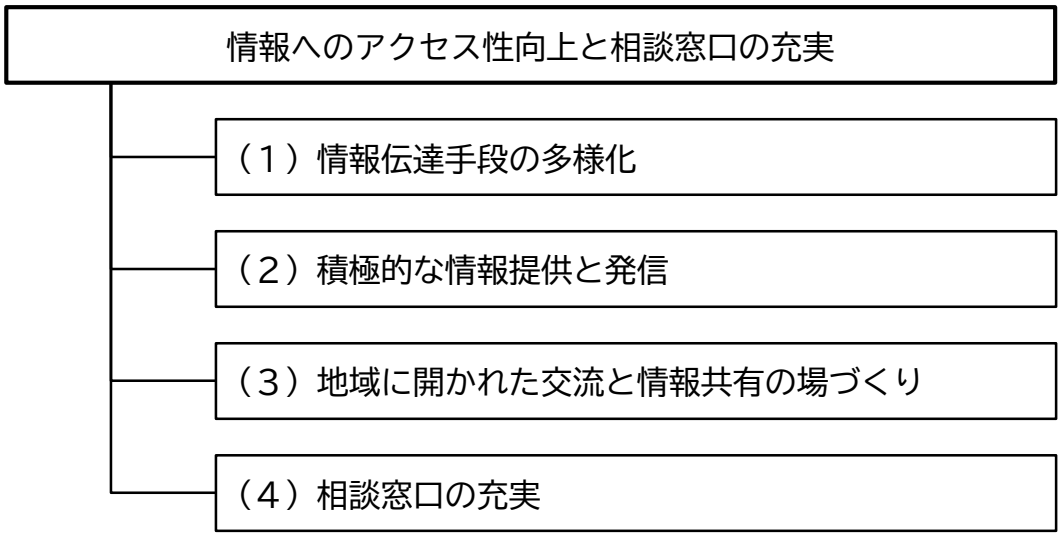
◇◆基本施策の方向性◆◇

本市では、市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、保健、介護、医療及び福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的に推進するため、地域包括ケアセンターを平成 29 年１月に設置しました。

福祉ニーズが増大するなかで、このセンターを核として、相談窓口での情報提供を充実するとともに、相談内容によっては専門的な支援につなげられるよう、相談支援体制の充実を目指します。

◇◆施策の展開◆◇

高齢者、障がい者、ひきこもりがちな人、子育て家庭、生活保護受給者、生活困窮者の相談に応じることができるよう、サービス情報提供と相談窓口の充実を推進します。



（１）情報伝達手段の多様化

インターネットをはじめとしたＩＣＴ（情報通信技術）は、市民生活に欠くことのできないものとなっています。ホームページ等各種媒体を活用し、相談機関についての情報提供を促進します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。令和７年３月に本市のホームページをリニューアルし、より見やすく、検索しやすいものとなりました。LINE を使ったプッシュ通知を活用し、市の情報を個々人に届けることができるようになりました。

【地域情報化の推進】
○ **市ホームページ及び SNS[2]などでの情報発信**
・適切なタイミングで積極的に情報を発信しました。

【情報提供方法の充実】
○ **地域福祉関係者への情報発信**
・市社会福祉協議会広報誌「なんとの福祉」を隔月で発行しました。
・市社会福祉協議会ホームページ、ブログの運営を行いました。
・地域福祉やボランティアに関する情報を配信しました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R6）	実績（R7）
インターネットを利用している市民の割合	82.4%	85.0%	91.7%

指　標	基準（R2）	目標（R6）	実績（R6）
ケーブルテレビの加入率	62.4%	62.6%	62.6%

[2]**SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）**：インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

第４期計画の取り組みの方向　「多様な媒体による情報発信の充実」

支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、「広報なんと」やウェブサイト、SNS、アプリ等多様な媒体を活用した情報発信に取り組み、利用しやすい情報発信に努めます。

＜具体的な施策＞

【多様な媒体による情報発信の充実】
- ○　市ホームページ子育て支援ガイド「すこやか」
- ○　市子育て支援アプリ「なんと Hug」
- ○　市防災アプリ（音声読み上げ機能あり）・メール・SNS 等による多媒体配信
- ○　市社会福祉協議会広報誌、ホームページ、ブログ、メール、SNS（インスタグラム）

（２）情報アクセシビリティ向上

障がいの有無にかかわらず、市民が必要な情報を取得し、理解し、意思を伝えられるよう、情報アクセシビリティの向上を図ります。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。コロナ禍を経て、障がい者の活動が活発になっており、聴覚障がい者の外出先での手話通訳者の利用件数が増加しています。また、一般市民向けの市開催行事への手話通訳者等の派遣回数も増加し、障がい者が様々な情報を得る機会となっています。近年、手話通訳者等の必要性が注目されており、手話奉仕員養成講座の受講者数が増加しています。

【情報提供方法の充実】
○　**障がい者へのコミュニケーションツールの設置、情報提供**
・手話通訳者等を利用しました。市開催行事への手話通訳者・要約筆記者を派遣しました。手話講習会を開催しました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
手話通訳者等の利用件数	67 件	75 件	145 件
市開催行事への手話通訳者・要約筆記者の派遣回数	２回	５回	５回
手話講習会の受講者数	０人	15 人	14 人

第４期計画の取り組みの方向　「情報アクセシビリティ向上」

情報アクセシビリティの向上は、情報を「発信すること」だけを目的とするのではなく、障がいや病気などを理由に情報を得ることが困難な方に対して正しく情報を届けるため、音声の読み上げや音声文字変換機能を備えたタブレットなど、様々な情報発信ツールを活用します。

＜具体的な施策＞

【情報アクセシビリティ向上】
- ○　ボランティアによる市報音声読み上げデータ提供
- ○　窓口への障がい者へのコミュニケーションツールの設置、情報提供
- ○　音声文字変換機能を備えたタブレット
- ○　筆談ボード、コミュニケーションカード

＜数値目標＞

指　標	実績（R７）	目標（R13）
手話通訳者等の利用件数	145 件	150 件
市開催行事への手話通訳者・要約筆記者の派遣回数	５回	５回
手話講習会の受講者数	14 人	15 人

（３）地域に開かれた交流と情報共有の場づくり

地域住民が情報を交換・共有する場を設置します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。

１．新規サロン団体向けの助成金の紹介および巡回サロンの提案を行い、地域づくり協議会と連携しながら引き続きサロン活動の普及を推進していきます。

２．地域で孤立しがちな人が集える居場所として、「憩いのステーション縁の木」「外国人支援事業 welcome カフェ」を定期的に開設しています。利用者の悩みや相談事にも対応しており、必要に応じて専門機関と連携を取りながら個々の支援をしています。地域のサロン等で出前講座を行う際に、必要な情報が届くよう社協事業の紹介や情報交換の時間を設けていきます。

【情報交換の場の設置】

○ **だれもがふれあい集える場の設置**
・年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域の身近な場所で誰もが気軽に集うことができる居場所づくりを推進するため、だれでもサロンの活動費を助成しました。（R５：129 団体、R６：127 団体、R７：132 団体）

○ **地域で閉じこもりがちな人や孤立しがちな人の居場所、情報交換の場づくり**
・憩いのステーション縁の木（毎月第２・４水曜日）を、地域での関係作りが難しい方や外出の機会が少ない方の居場所として定期的に開催しました。簡単な調理や個々の興味に応じた活動を行いながら、職員が相談にも応じました。
（実施回数 R５：22 回、R６：24 回、R７：23 回　延べ参加人数 R５：94 名、R６：131 名、R７：114 名、　ボランティア数　R５：35 名、R６：53 名、R７：46 名）

○ **高齢者や地域住民が交流するサロンの場を活用した情報提供の促進**
・包括支援センター、各種相談窓口の利用や手続き等の相談や情報を随時提供しました。

第４期計画の取り組みの方向　「関係団体間における情報交換の場の設置、閉じこもり支援、外国人支援」

社会福祉協議会と諸団体が連携し、地域づくり協議会情報交換会等を活用して、情報交換や必要な福祉情報の提供を進めます。また、地域の中で閉じこもりがちな人や孤立しがちな人への居場所づくりや、情報の提供、情報交換を促進します。

＜具体的な施策＞

【関係団体間における情報交換の場の設置】
○　社会福祉協議会と諸団体の連携、情報交換や情報提供の促進/毎月開催する地域づくり協議会情報交換会における、必要な福祉情報の発信

【閉じこもり支援】
○　「憩いのステーション縁の木」を毎月第２・４水曜日に開催
○　令和８年より「憩いのステーション縁の花」を毎月第３木曜日に開催

【外国人支援】
○　「Welcome カフェ」を毎月第２土曜日に開催、外国人住民の交流と相談できる場の提供

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
「憩いのステーション縁の木・縁の花」参加者延べ人数	102 人	120 人

（４）相談窓口の充実

相談窓口での情報提供を充実するとともに、相談内容によっては専門的な相談につなげられるよう、相談支援体制の充実を図ります。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。生活相談支援窓口ではさまざまな相談に対し、随時対応しています。相談内容は多岐にわたり、相談窓口のみでの対応が困難な場合も多くあるため、関係機関と連携し、スムーズな対応につながるよう努めています。また、相談員のスキルアップに向けてより積極的に研修会に参加し、より適切な支援が行えるよう知識を高めています。

今後、地域や専門機関などの連携先を増やしていき、包括的な課題にも対応出来るよう支援していきます。

【相談支援体制の充実】

○ **地域との連携強化**
・地域との連携を図り、地域づくり協議会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員と情報共有を行い、地域での見守り支援を重視しました。

○ **相談員の人材育成、スキルアップ**
・相談員のスキルアップのため、積極的に研修に参加しました。

○ **「断らない相談窓口」の充実**
・福祉、健康、介護の相談窓口でワンストップ化により、専門部署、他職種連携で様々な相談を受けられる体制化を構築しました。

○ **社会福祉協議会の心配ごと相談、法律相談の体制強化**
・相談者が相談場所にて相談しやすいよう体制をサポートしました。法律相談をR４～７で計 83 件実施しました。（R４：24 件、R５：16 件、R６：21 件、R７：22 件）

第４期計画の取り組みの方向　「相談支援体制の充実」

生活困窮、生活保護の相談窓口では、個人情報などの守秘義務を徹底しております。福祉、健康、介護等の相談窓口のワンストップ化を構築し、窓口での情報提供の充実を図ります。さらに地域との連携を強化し、必要な支援が行えるよう専門部署、専門機関との連携を行い、課題や困りごとなどの解決に向けて幅広い視点からの相談支援体制の充実を目指します。

また、幅広い相談内容に対応できるよう、相談員の人材育成、スキルアップに努めます。

＜具体的な施策＞

【相談支援体制の充実】
- ○　地域との連携強化
  - ・相談内容により地域づくり協議会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員との情報共有
- ○　相談員の人材育成、スキルアップ
- ○　「断らない相談窓口」の充実
  - ・各相談機関、専門部署への接続
- ○　社会福祉協議会の心配ごと相談、法律相談の体制強化
  - ・的確な相談場所への接続

第２章　支えあいのあるまちづくり

１．支えあいのある福祉サービスの環境づくり

高齢者や障がい者、ひとり親家庭、子育て家庭が安心して自立した生活を送ることができる環境をつくるためには、介護、医療や福祉等の公的サービスの充実はもとより、互いに支えあって暮らすことができる地域づくりを進めることが重要です。地域の実情に応じて、市、事業者、ボランティア団体、ＮＰＯ団体等の団体及び地域住民等が協働し、創意工夫を凝らした様々な支えあいの取り組みが必要です。こうした取り組みは、市民の暮らしの安心の確保はもとより、地域の活力の創出にもつながるものであり、地域で暮らす一人ひとりが、できることから支えあう活動に取り組むことが重要です。

◇◆現状と問題・課題◆◇

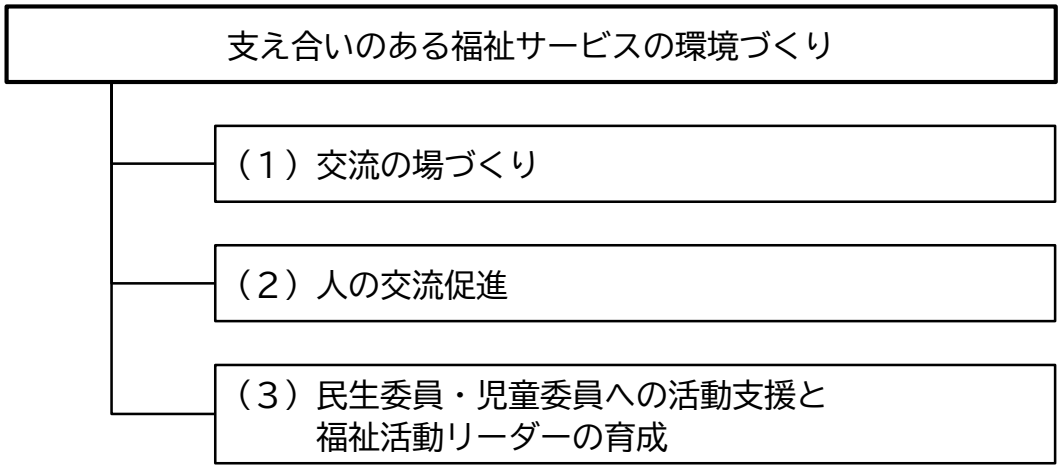
少子高齢化の進行と、核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることに加え、要介護（要支援）認定者や認知症高齢者も増加することが見込まれています。互いに支えあう地域づくりを実現するため、子どもの頃から、生涯を通じた福祉に関する教育や学習機会を確保するとともに、だれもがボランティア活動に参加できるような環境づくりが重要です。

◇◆基本施策の方向性◆◇

ボランティア活動を促進するため、活動に関する情報提供や相談体制を充実し、人材の育成と活用を支援するとともに、活動団体相互の交流の促進を目指します。

◇◆施策の展開◆◇

第３期地域福祉計画の施策を継承し「高齢者保健福祉計画」等に基づき、介護予防、コミュニケーションの場等を確保し、支えあいのある福祉サービスの環境づくりに努めます。



（１）交流の場づくり

様々な人たちが集う居場所づくりや学童保育、高齢者のサロンといった交流の場づくりを支援します。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を上回って進捗しています。新規サロン団体向けの助成金の紹介および巡回サロンの提案を行い、地域づくり協議会と連携しながら引き続きサロン活動の普及を推進していきます。

【交流の場づくりへの支援】
- ○ **高齢者交流サロンの推進、だれでも型サロンの推進**
  - ・ふれあい・いきいきサロン助成
  - ・居場所づくりに取り組む団体に対して活動助成を行い、地域での孤立防止や地域で支えあう仕組みづくりが進むよう支援を行いました。（定期交流型　R７：19 団体、運動中心型　R７：９団体、だれでも型　R７：132 団体）
- ○ **世代間交流事業の推進**
  - ・地域づくり協議会へ活動費を助成し、継続的な世代間交流の開催を支援しました。

第４期計画の取り組みの方向　「交流の場づくりへの支援」

高齢者をはじめ、子どもや障がいのある人、地域で孤立しがちな人などの生活を地域で支えていけるよう、お互いに顔の見える関係を築くとともに、様々な人たちが集う交流の場づくりを支援します。

＜具体的な施策＞

【交流の場づくりへの支援】
- ○ だれでも型サロンへの助成
- ○ 市内 31 地区における地域の実情に応じた交流会、世代間交流の積極的な実施のための地区福祉活動助成

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
だれでも型サロンへの助成団体数	132 団体	150 団体

（２）人の交流促進

地域づくり協議会、老人クラブ、自治会・町内会、サロン団体、ボランティア団体、スポーツクラブ、その他各種団体等、多様な主体が交流する場を設け、人の交流を促進します。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を上回って進捗しています。サロン活動が継続できるようサロン・ボランティア団体に対して相談援助を行っていきます。また、サロンスタッフ対象の研修会の開催や機材の貸出しを行うなど、活動者の支援を行います。

【人の交流支援】

○　**市社会福祉協議会等が行う人の交流支援事業に対する支援**
・より充実した活動が行えるよう、サロン機材の貸出や講師の紹介を行いました。機材の貸出・返却場所については、サロン団体が使いやすいように柔軟に対応しました。

○　**地域づくり協議会、サロン、ボランティア団体の福祉交流事業への支援**
・サロン研修では講師を招き、サロンで実戦できるレクリエーションなどを楽しく学ぶことができました。

第４期計画の評価・進捗状況　「人の交流支援、活動者への支援」

サロン活動が継続できるようサロン・ボランティア団体に対して支援します。

＜具体的な施策＞

【人の交流支援】
○　サロンで活動できるボランティアや講師の紹介
○　サロン研修会の開催

【活動者への支援】
○　サロン機材の貸出

（３）民生委員・児童委員への活動支援と福祉活動リーダーの育成

地域で活動する福祉活動リーダーの育成・支援を行います。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。地域で支援を行う担い手が不足しているため、丁寧に事業説明、情報共有を行いながら、困りごとに対する理解、福祉意識を高める必要があります。

【福祉活動リーダーの育成・支援】

○ **民生委員・児童委員、地域福祉推進員との連携/地域福祉に関する研修/災害時における要支援者の個別避難計画作成支援**
・民生委員・児童委員、地域福祉推進員合同研修会開催
・地域におけるケアネット研修会や災害時支え合いマップづくり等を通して福祉意識の醸成を図り、地域における福祉人材の育成に努めました。

第４期計画の取り組みの方向　「民生委員・児童委員活動支援と負担軽減の推進、福祉活動リーダーの育成・支援」

民生委員・児童委員は、介護、子育て、生活困窮など幅広い相談に応じる身近な相談相手であり、地域の状況把握や関係機関との連携において重要な役割を担っています。

地域福祉を担う人材を育成するとともに、民生委員・児童委員が安心して活動できるよう、研修や情報提供、相談・支援体制を充実させます。市社会福祉協議会等と連携し、地域の福祉活動を担うリーダーや担い手の発掘・育成を進めます。

また、民生委員・児童委員の活動における課題や負担を把握し、関係機関との情報共有、相談体制の整備、活動の役割分担等を進めます。個人に過度な負担が集中しないよう支援体制を整え、地域の身近な相談・見守り役として継続的に活動できる環境づくりを推進します。

＜具体的な施策＞

【民生委員・児童委員活動支援と負担軽減の推進】
○　企業等への協力依頼
・委員が仕事と地域福祉活動を両立できるよう、委員活動への理解と協力促進
○　公式 LINE アカウントの活用（定期報告や出欠確認のデジタル化）

【福祉活動リーダーの育成・支援】
○　地域におけるケアネット研修／災害時支え合いマップづくり研修等の開催
○　地区福祉活動連絡会の開催

２．気軽に参加や交流ができる場所づくり

地域では、高齢化や人口減少、近所付き合いの希薄化等により、地域への関心や地域活動への参加者が減少しています。一方、ひとり暮らしの高齢者、障がいのある人、子育て家庭等が安心して暮らせる環境づくりや、災害時に地域で支え合う体制づくりなど、地域住民が主体となって取り組むことが求められる課題は増加しています。

今後、少子高齢化や人口減少がさらに進む中、地域の実情や課題を共有し、住民、自治会・町内会、関係団体、行政等が連携しながら、安全で安心して暮らせる地域を築いていく必要があります

◇◆現状と問題・課題◆◇

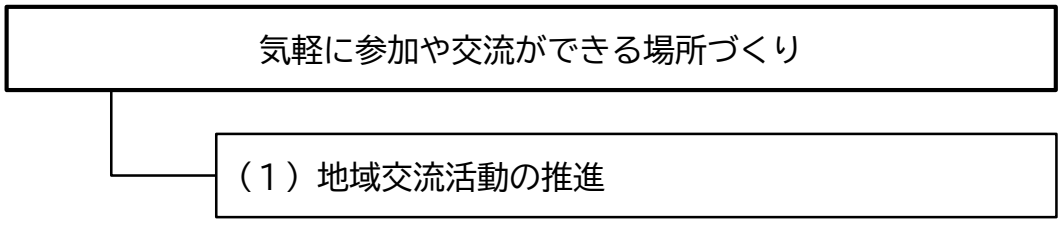
地域住民が地域の課題を共有し、世代や立場を超えて交流できる機会を充実させる必要があります。また、誰もが気軽に参加できる場をつくり、地域活動の担い手を広げることが重要です。

◇◆基本施策の方向性◆◇

世代や立場を超えた交流や多様な地域活動を通じて、住民同士が互いに支え合う関係を築きます。また、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組める環境を整え、ともに支える地域共生社会の実現を目指します。

◇◆施策の展開◆◇

地域コミュニティを活性化するため、地域住民が地域の課題や将来について話し合う機会を充実させます。自治会・町内会、地域団体、学校、関係機関等と連携し、地域活動、サロン、世代間交流及びボランティア活動を支援します。



（１）地域交流活動の推進

地域福祉活動に関する様々な情報発信を行い、地域交流活動を推進します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。地域にある生活の不安や困りごとを話し合い共有することで、地域住民ができる支援や課題解決について考える機会となり福祉意識を高めることにも繋がりました。

【地域交流活動の推進】

○ **地域の福祉活動に対する支援**
- 市内の地域福祉活動を実施している地域づくり協議会やふれあい・いきいきサロンを実施している団体等に対し支援しました。
- 地域づくり協議会 31 地区へ地区福祉活動を助成しました。
- サロン団体へふれあい・いきいきサロンの助成をしました。（R７：運動中心型、定期交流型、だれでも型　計 160 団体）

○ **地区の交流活動の支援、福祉人材育成、他地区の活動紹介や情報交換の場の提供**
- 地域で開催されるケアネット研修会等で、ケアネット活動の説明や地域の生活課題について話し合う機会を設けることができました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R２）	目標（R８）	実績（R７）
ケアネット研修会等開催支援回数	21 回	30 回	19 回

第４期計画の取り組みの方向　「地域交流活動の推進」

若い世代を含め多くの住民が地域への関心を高め、協力しあうためには、お互いを理解しあうことが必要です。温かな人間関係を育むために、地域の交流活動を支援します。

地域での研修会等の開催を通じて、地域課題の解決に向けて検討を行う機会が増えるよう努めます。

＜具体的な施策＞

【地域交流活動の推進】
- ○　地域の実情に応じた交流会、世代間交流の積極的な実施のための地区福祉活動助成
- ○　地域課題や支援方法等情報共有や検討を行うケアネット研修会等への開催支援
- ○　ふくし出前講座をきっかけとした福祉への理解促進

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
ケアネット研修会等開催支援回数	22 回	25 回
ふくし出前講座の実施回数	21 回	23 回

３．地域で支えあう仕組みづくり

近年の大規模災害では、被災者同士の支え合いや、全国からのボランティアによる支援が、復旧・復興を支える大きな力となりました。こうした経験を踏まえ、本市においても、市民、地域団体、関係機関、行政等が連携し、互助・共助による地域づくりを進めることが重要です。

地域包括ケアの考え方を基盤に、保健・医療、介護・福祉等の関係分野が連携し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる支援体制の整備を進めます。

◇◆現状と問題・課題◆◇

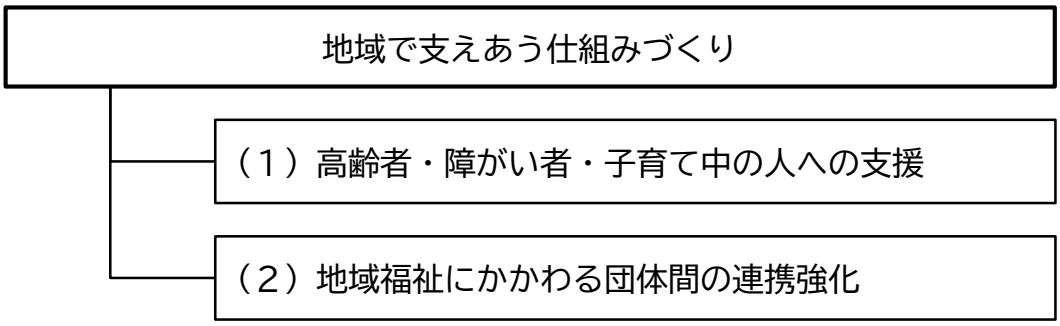
少子高齢化や人口減少、世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化等により、家族や地域で支え合う機能が弱まっています。高齢者、障がいのある人、子育て家庭、生活上の課題を抱える人等が孤立しないよう、身近な地域で相談や支援につながる仕組みが必要です。

◇◆基本施策の方向性◆◇

地域の多様な主体による互助・共助の輪を広げ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

◇◆施策の展開◆◇

地域住民、自治会・町内会、市社会福祉協議会、関係団体、医療・介護・福祉機関及び行政等が連携し、地域の実情に応じた支え合いの活動を推進します。また、子ども、子育て家庭、障がいのある人等が安心して地域で暮らし、社会参加できる環境を整備します。



（１）高齢者・障がい者・子育て中の人への支援

地域で支えあい、高齢者・障がい者・子育て中の人を支援します。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を上回って進捗しています。支援が必要な方の中には複雑な生活課題を抱えた世帯も増えているため地域と専門職と連携する機会を設け、福祉活動に参加しやすい体制づくりを進めていく必要があります。

【地域福祉活動の推進】

○ **地域での支えあい、ケアネット活動の推進**
・地域の支援が必要な方に対し、地域住民ができる見守り活動や生活支援の仕組み作りを進めることができました。

○ **子育て支援センター等での相談や支援情報の提供**
・職員による子育てに関する相談、支援情報の提供を実施しました。また、子育て支援アプリ「なんと Hug」等を活用し、子育て関連情報を提供しました。

○ **子育て支援サービスの充実**
・乳幼児医療費助成制度の現物給付対応医療機関を拡充しました。ひとり親医療費助成制度の所得制限を緩和しました。「なんと Hug」の運用開始により利便性が向上しました。

○ **子育て相談事業**
・家庭児童相談員、女性相談支援員が来所や訪問による相談対応や、子育て支援アプリ「なんと Hug」を活用した個別相談に対応するとともに、関係機関と連携した支援を実施しました。

○ **次世代の親の育成**
・子育て支援センター等での子育て教室・講座の開催、家事・育児意識の啓発講座の開催、中高生と乳幼児とのふれあいの場の提供、保育園・児童館への中高生ボランティアの受入れを行いました。

○ **障がい者社会参加事業の推進**
・地域での支え合いの推進、要支援者の把握を目的とした支え合いマップを作成しました。R５からは災害時の視点を取り入れた災害時支え合いマップづくりを実施し、有事における地域での避難支援の仕組みづくりに取り組みました。
・地域の方が障がい者理解を深める機会として障がい者寄り添い講座を年１回開催しました。

＜数値目標＞

指　標	基準（R3）	目標（R8）	実績（R7）
支え合いマップ作成地区数（対象：全 31 地区）	20 地区	31 地区	24 地区

第４期計画の取り組みの方向　「地域で支え合い、誰もが社会参加できる地域づくり」

高齢者、障がいのある人、子育て中の人が、住み慣れた地域で安心して暮らし、社会の一員として役割を持ちながら生活できるよう、身近な相談支援と地域での支え合いを充実させます。

また、子育て支援センター等での相談や情報提供、子育て支援アプリ「なんと Hug」を活用した相談・情報発信、子育て支援サービスの充実を図ります。次世代の親の育成や中学生の部活動送迎支援にも取り組み、子育て家庭の負担軽減と安心して子育てできる環境づくりを進めます。

さらに、障がいのある人の社会参加を促進するため、講座やボランティア活動を推進します。

＜具体的な施策＞

【高齢者・障がい者・子育て中の人への支援】

○　ケアネット活動の推進、周知
○　地域での支え合いの支援体制の拡充
○　子育て支援センター等での相談や支援情報の提供
　・職員による子育てに関する相談・支援、子育て支援アプリ「なんと Hug」等の活用による子育て関連情報の提供
○　子育て支援サービスの充実
　・乳幼児医療費助成制度の現物給付対応医療機関の拡充、ひとり親医療費助成制度の所得制限の緩和、「なんと Hug」の運用による利便性の向上
○　子育て相談事業
　・家庭児童相談員、女性相談支援員が来所や訪問による相談対応や、子育て支援アプリ「なんと Hug」を活用した個別相談への対応、関係機関と連携した支援の実施
○　次世代の親の育成
　・子育て支援センター等での子育て教室・講座の開催、家事・育児意識の啓発講座の開催、中高生と乳幼児とのふれあいの場の提供、保育園・児童館への中高生ボランティアの受入れ
○　子どもの放課後クラブの活動送迎支援
　・共助版ライドシェアを実施
　・令和８年秋（一社）イドウラボによる実証運行、令和９年度より拡大展開
○　障がい者社会参加事業の推進
　・「障がい者寄り添い講座」の開催、受講者へのボランティア活動紹介

（２）地域福祉にかかわる団体間の連携強化

地域で活動する団体同士がお互いに理解を深め、連携して地域福祉を推進します。また、生活課題を抱える世帯に対して、専門機関の協働と地域との連携によって包括的な支援に取り組みます。

第３期計画の評価・進捗状況

関係機関との情報共有については、概ね計画どおり進捗しています。必要に応じてケアネットケース会議を開催し、生活課題の解決について民生委員・児童委員や区長等地域住民だけでなく、福祉専門職も参加しそれぞれの強みを活かした支援について検討することができました。

個別課題の解決に向けた地域と関係機関との連携強化については、計画を上回って進捗しています。地域で生活していくうえでの課題解決については、専門職だけでなく民生委員・児童委員や区長など地域住民が参加し連携して課題解決を考える必要があります。

【関係機関との情報共有、個別課題の解決に向けた地域と関係機関との連携強化】

○ **地域における福祉の担い手や活動者への支援/生活支援コーディネーターによる地区との支援相談と連携**
・地域住民の暮らしの困りごとについて、地域づくり協議会や民生委員・児童委員、ケアネットチーム、専門機関等と連絡・調整し、地域ぐるみの助け合い活動、ケアネット事業の連携支援を行いました。

○ **関係団体間の連絡会の実施/自治会・町内会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ボランティア等の情報交換/地区福祉活動連絡会の開催**
・地区福祉活動連絡会を年１回開催しました。活動者が安心して福祉活動に取り組めるよう、活動者同士の情報交換の場、市社会福祉協議会との連携強化の場として地区福祉活動連絡会を開催しました。

○ **専門機関とケアネット活動の連携強化**
・個別課題に対し住民や専門機関と連携し解決できるよう、地域や専門機関におけるケアネット事業の説明や、ケアネット推進連絡会を実施しました。地域の協力を得て困りごとに早期に気づく体制の構築、専門機関との連携強化に努めました。

○ **定期的な連絡会議の開催/市社会福祉協議会の各種団体や協力企業とのケアネット推進連絡会の継続（年１回）**
・活動に対する外部評価を受けながら、活動の円滑な実施と改善を図ることができ、関係機関と情報を共有することができました。

第４期計画の取り組みの方向　「個別課題の解決に向けた地域と関係機関との連携強化、地域の関係団体との情報共有」

世帯が抱える課題は、少子高齢化、核家族化等により複雑化・複合化しており、さらに制度の狭間にあるなど、支援者側が支援の難しさを感じています。

福祉の専門機関や地域が、お互いの役割を理解し連携を強め、個別の課題解決に向けて包括的に対応する必要があります。地区の生活課題を把握し、課題解決に向けて話し合うことによって、さらに地区内の連携が強くなり協力者が増えるよう地区の取り組みを支援します。

＜具体的な施策＞

【個別課題の解決に向けた地域と関係機関との連携強化】
- ○　居宅介護事業所などの専門機関
- ○　南砺市社会福祉法人連絡会（８法人）との連携
- ○　ケアネット推進連絡会の開催（年１回）
- ○　ケアネット協力企業との連携による地域での見守りネットワーク活動の強化

【地域の関係団体との情報共有】
- ○　地域住民、専門職を交えた事例検討会の実施
- ○　地区福祉活動連絡会の開催

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
ケアネット活動協力企業登録社数	46 社	55 社

４．地域でできる福祉サービスの開発と普及促進

高齢者、障がいのある人に対して社会参加促進の活動を行い、だれもが安心して生活ができる地域社会の実現を目指し、全員参加のまちづくりを視野に入れた福祉サービスを普及促進する必要があります。

また、既存の支援体制の実態を把握し、その課題に対応するため、関係機関の連携を強化し、包括的な支援を行う仕組みを構築する必要があります。

◇◆現状と問題・課題◆◇

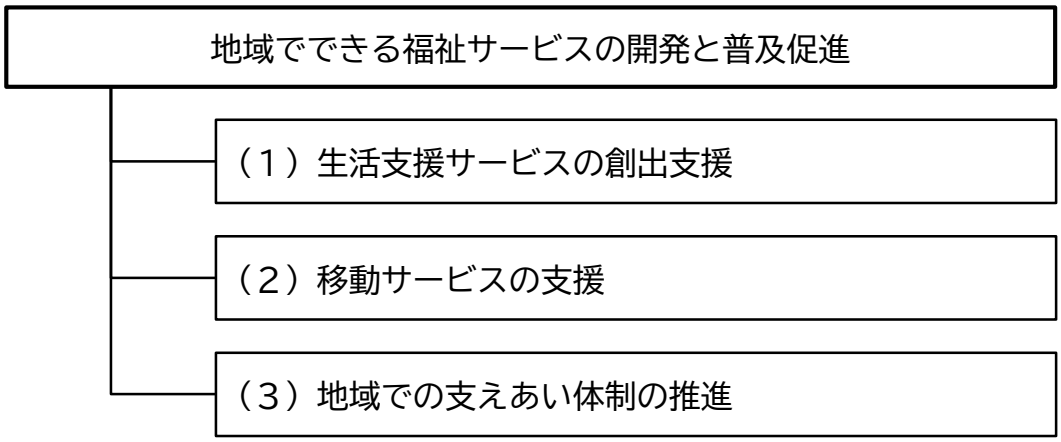
地域で日常生活を営むためには、公的サービスだけでは不十分です。地域が必要とする支援はそれぞれ異なるため、実情に応じた福祉サービスを普及促進することが重要です。

◇◆基本施策の方向性◆◇

各種事業等を効率的・効果的に実施し、地域福祉の充実を図るため、地域福祉の総合的な体制づくりや地域福祉活動の推進について市社会福祉協議会と連携を図ります。

◇◆施策の展開◆◇

多様なニーズや複合的な支援を必要とする問題等については、公的な福祉サービス外での対応も検討し、必要な各種福祉サービスの普及促進を図ります。



（１）生活支援サービスの創出支援

市民のニーズに応じた新たな福祉サービスを生み出し、広めていく福祉団体を支援します。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を上回って進捗しています。地域の方と専門職を交えたケース会議や事例検討の場を積極的に設け、市社会福祉協議会、地域、関係機関との連携強化を図かれるよう進めてく必要があります。

ボランティアの高齢化や減少により、対応できないケースもあり、若い世代へのボランティア活動の周知や機会が必要です。

【生活支援サービスの創出支援】

○ **生活支援コーディネーターの配置**
・地域住民の暮らしの困りごとについて、地域づくり協議会や民生委員、ケアネットチーム、専門機関等と連絡・調整し、地域ぐるみの助け合い活動、ケアネット活動の連携支援を行いました。

○ **ボランティア活動者及び団体への支援、活動コーディネート**
・ボランティアの依頼者と活動者のマッチングをニーズに合わせてコーディネートしました。

○ **地域や学校での福祉教育、福祉講座の開催**
・ふくし教育プログラムの冊子を作成し、市内の関係機関等へ配布。市内の全小・中学校及び地域づくり協議会を訪問し、プログラムの活用について説明しました。(R５：２校、R7：２校／１地域)

第４期計画の取り組みの方向　「生活支援サービスの創出支援」

ボランティア団体やＮＰＯ団体、住民団体等多様な民間主体が担い手となり、地域の生活課題を解決したり、地域の福祉活動に参加したりすることは、地域に「新たなサービス」を創出することになります。

各地区独自の福祉サービスの創出支援だけではなく、市全域で必要とされるボランティアで対応できる範囲（無資格でも対応できる範囲）の取り組みなど、地域課題解決の仕組み作りを促進します。

＜具体的な施策＞

【生活支援サービスの創出支援】

○　生活支援体制整備事業の第１層生活支援コーディネーターとの連携
○　社会資源の活用、必要なサービスの開発
○　ボランティアによる生活支援サービスの仕組みづくり
○　傾聴ボランティアの養成と体制づくり
○　福祉車両貸出事業

＜数値目標＞

指　標	基準 （R７）	目標 （R12）
福祉車両貸出件数	52 件	60 件

（２）移動サービスの支援

外出困難な人への移動サービスを支援します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。外出支援サービス及び重度心身障がい者へのタクシー券助成は継続して実施しています。新たな支援サービス等が必要かどうかを含め、検討する必要があります。

【地域住民の日常生活の支援】

○ **外出支援サービスの継続**
・外出支援サービス利用者数は、R７は 134 人でした。

○ **重度心身障がい者のタクシー券助成の充実**
・福祉タクシー助成券利用者数は、R７は 193 人でした。

第４期計画の取り組みの方向　「外出困難な方への日常生活支援」

第３期計画でも推進してきた、外出支援サービス、重度心身障がい者へのタクシー券助成を継続します。

＜具体的な施策＞

【外出困難な方への日常生活支援】
○ 外出支援サービスの継続
○ 重度心身障がい者のタクシー券助成の充実

＜数値目標＞

指　標	基準（R７）	目標（R13）
外出支援サービス利用者数	134 人	150 人
重度心身障がい者のタクシー券利用者数	193 人	200 人

（３）地域での支えあい体制の推進

地域での支えあいや助けあいの仕組みづくりを推進します。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加傾向にあるなか、高齢者が地域で安心して生活が継続できるよう買い物支援や移動支援など生活支援体制整備を地域住民とともに行っています。今後、より一層の体制強化が必要です。

【地域関係団体の支えあい体制の推進】

○ **地域住民による「地域支えあい」体制/住民主体による地域関係団体の活動拡大・支援**
・生活支援体制整備事業　第１層協議体（小規模多機能自治推進部会）を毎年 12 回開催しました。

○ **表彰制度の拡充**
・実績はありません。

○ **地域関係団体との連携（市社会福祉協議会、地域づくり協議会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ボランティア）**
・地域ケア推進会議を毎年５回開催しました。

第４期計画の取り組みの方向　「地域関係団体の支えあい体制の推進」

住民主体の生活支援活動に、地域関係団体と連携して積極的に取り組む等、地域の支えあい体制を推進し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

＜具体的な施策＞

【地域関係団体の支えあい体制の推進】
○ 地域住民による「地域支えあい」体制
○ 地域関係団体との連携（市社会福祉協議会、地域づくり協議会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ボランティア）

＜数値目標＞

指　標	基準（R7）	目標（R13）
住民主体による地域関係団体の活動拡大・支援回数	12 回	12 回
表彰制度の拡充件数	０件	５件
地域ケア推進会議開催数	５回	10 回

５．福祉教育の推進

学校教育において福祉について正しく理解することは、児童生徒が地域社会の一員として、互いに支え合う意識を育む上で重要です。社会科、総合的な学習の時間、道徳等を通じて、社会福祉、人権及び多様性について学ぶ機会を充実させます。

障がいのある子どもと障がいのない子ども、高齢者、地域住民等との交流や体験活動を通じて、互いの違いを認め合い、助け合う心を育みます。また、市民一人ひとりが福祉を身近な課題として捉え、地域活動やボランティア活動に参加する意識を高めることが求められています。

◇◆現状と問題・課題◆◇

少子高齢化、人口減少、世帯や地域のつながりの変化などにより、地域住民が抱える生活課題は複雑化・多様化しています。誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、年齢、障がいの有無、性別、国籍、生活状況等にかかわらず、互いの人格と権利を尊重し、支え合う意識を育むことが重要です。

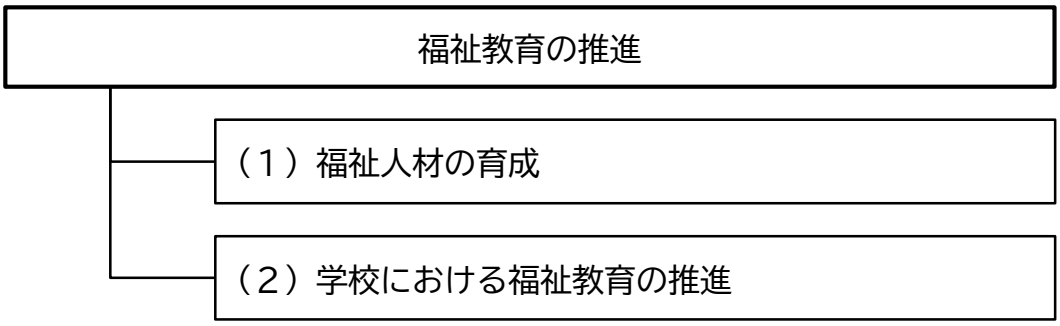
福祉教育では、偏見や差別なく人権を尊重し、高齢者や障がい者との交流を通して、思いやりの心を育むことが必要です。

◇◆基本施策の方向性◆◇

家庭、学校、地域、関係機関等が連携し、子どもから大人まで、福祉、人権及び多様性への理解を深める学習・交流・体験活動を推進します。すべての人を尊重し、互いに認め合い、支え合う地域づくりを進めます。

◇◆施策の展開◆◇

学校における福祉・人権教育や、高齢者、障がいのある人、地域住民等との交流・体験活動を推進します。また、福祉講座やボランティア活動等を通じて、市民の福祉意識を高め、地域活動の担い手づくりにつなげます。



（１）福祉人材の育成

福祉人材の育成を図るため、各種ボランティア講習会を開催します。

第３期計画の評価・進捗状況

計画を上回って進捗しています。障がい者寄り添い講座を通して障がい特性の理解や住民の福祉意識の向上、そして自分に何ができるかを考える機会につながりました。

ボランティアセンター未登録の団体を把握するため、関係機関や福祉施設との情報共有を進めていく必要があります。

【福祉人材の育成】

○ **ふくし講座の開催/地域や学校での福祉教育、講演等大人を対象とした福祉教育プログラムの作成**
- ふくし出前講座をＲ５～７に計 43 回開催しました。（Ｒ５：12 件、Ｒ６：10 件、Ｒ７：21 件）
- 作成したふくし教育プログラムを活用し、講座を開催しました。（Ｒ７：２校／1 地域）
- 地域版福祉教育プログラムを作成、配付しました。

○ **ボランティア講座の開催や受講者の活動機会のコーディネート/障がい者寄り添い講座等の開催、既活動団体のうち南砺市ボランティアセンター未登録団体の把握**
- 福祉施設や、サロンからのボランティア依頼を受け付け、希望する活動内容のボランティア団体や、個人をコーディネートしました。見た目問題を取り上げた寸劇、パラスポーツ交流会、障がい者の地域生活をテーマに障がい者寄り添い講座を開催しました。

○ **地域福祉の担い手となる人材の育成**
- ボランティア活動に参加している市民の割合は、Ｒ７は 28.9%でした。

＜数値目標＞

指　標	基準（R2）	目標（R8）	実績（R7）
ボランティア活動に参加している市民の割合	38.5%	45.0%	28.9%

第４期計画の取り組みの方向　「地域活動への参加支援、介護人材の育成と確保」

福祉への理解を深め、地域活動や福祉・介護の分野で活躍する人材を育成・確保するため、学びから実際の活動や就労につながる支援を進めます。地域福祉を支える担い手の裾野を広げ、持続可能な福祉・介護サービスの提供体制づくりを進めます。

＜具体的な施策＞

【地域活動への参加支援】
- ○　ふくし出前講座をきっかけとした福祉への理解促進
- ○　ボランティア養成講座の開催とその受講生の活動機会のコーディネート

【介護人材の育成と確保】
- ○　介護職員初任者研修受講料補助
- ○　「介護のお仕事日本語教室」

（２）学校における福祉教育の推進

子どもたちが福祉を身近に感じられるよう、学校における児童生徒の福祉体験活動等を実施し、福祉教育の推進を図ります。

第３期計画の評価・進捗状況

概ね計画どおり進捗しています。関係機関と連携し、体験活動や地域の方との交流をとおして、人権を尊重する心や他者を思いやる心など豊かな人間性を育み、児童生徒の成就感や自己有用感を高めることができました。

少子化による児童生徒数の減少や学校統合など児童生徒を取り巻く環境の著しい変化に柔軟に対応しながら、引き続き、福祉教育の支援を行います。

【福祉教育の充実】

○ **地域社会における体験型福祉教育の推進（14 歳の挑戦、ボランティア体験）**
・毎年、市内全ての中・義務教育学校においてデイサービス等の福祉施設を体験先に入れています。事業実施後、生徒による振り返り作業を行い、体験活動から感じたことや考えたことを再認識しました。

○ **教職員との連携、学校での福祉教育の支援**
・各学校では福祉教育の授業において、地域の民生委員・児童委員を招いた児童生徒との交流や認知症サポーター養成講座などを実施しました。

○ **教職員の３市福祉教育・ボランティア学習会の開催（３市＝南砺市、砺波市、小矢部市）**
・児童福祉及び障がい福祉の分野ではそれぞれ教育機関と各専門機関の職員とが合同研修する機会があり、それらに参加しました。

○ **地域の福祉従業者や高齢者・障がい者との体験交流の促進**
・福祉施設からの出前講座や認知症サポーター養成講座を活用し、高齢者・障がい者など地域の方との交流などをとおして人間の多様性を理解し、人権尊重の心や思いやりの心など豊かな人間性を培いました。

第４期計画の取り組みの方向　「福祉教育の充実」

福祉教育の充実を図り、多様性が求められる社会で、人として成長し活躍できるよう支援を継続していきます。

また、学校での福祉教育の取り組みが、学びや体験だけで終わることがないよう、教職員と連携し、学校のニーズに応じた福祉教育を実践します。

＜具体的な施策＞

【福祉教育の充実】
- ○ 地域社会における体験型福祉教育の推進(「14 歳の挑戦」)
- ○ 教職員との連携、学校での福祉教育の支援
- ○ 教職員の３市福祉教育・ボランティア学習会の開催（３市＝**南砺市、砺波市、小矢部市**）
- ○ 市社会福祉協議会主催のふくし教育プログラムを活用した地域の福祉従業者や高齢者・障がい者との体験交流の継続



第３章　安全で快適なまちづくり

１．地域全体で災害に備える安心安全なまちづくり

地域住民が安全に安心して暮らすためには、災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え、再建する取り組みが必要です。先の新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震や記録的な豪雨による災害等により、防災への関心が高まっており、災害発生時の対応に向けた備えの強化や災害を予防するための多面的な取り組みが必要です。

◇◆現状と問題・課題◆◇

地震や豪雨等、各地で災害が多く発生しており、災害時において生命を守るための初動対応を確実に行うことや被災者の避難生活の支援、その後の生活再建に対するきめ細かな支援が必要です。

防災意識の啓発、関係機関、各種団体との連絡体制の確保等、迅速・的確に防災対応ができる対策を推進する必要があります。

◇◆基本施策の方向性◆◇

「南砺市地域防災計画」に基づき、自治会・町内会、地域づくり協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉施設等と連携し、声かけや避難訓練等を通じて災害時における要配慮者の避難支援を的確に行うことができるよう取り組みます。

◇◆施策の展開◆◇

「南砺市地域防災計画」に基づき、風水害、雪害、火災、震災、事故災害の総合的な防災対策について計画的に推進します。

